

答申 情第79号

令和7年12月11日

相模原市長 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

令和4年12月8日付け4リ駆課第1444号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本審査請求に係る相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った令和4年5月31日付け相模原市指令（リ駅課）第1号公文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付け相模原市指令（リ駅課）第2号公文書非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）については、これを取り消し、改めて決定し直すべきと判断する。

新たな決定に際しては、文書特定した文書ごとに、原処分後の状況の変化を勘案し、適切に対応するとともに、当該文書に非公開情報が記録されている場合には、非公開の箇所を具体的に特定し、その理由を条例の規定に即して明らかにしたうえで、可及的速やかに公開・非公開の決定を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- （1）令和4年5月18日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき、「橋本駅周辺まちづくり及び京王線橋本駅移設に係る京王グループとの交渉、打合せ記録一式」の公開請求（以下「本件公開請求1」という。）及び「橋本駅周辺まちづくり及び大規模事業評価に係る独立行政法人都市再生機構（UR）との交渉、打合せ記録一式」の公開請求（以下「本件公開請求2」という。）を行った。
- （2）令和4年5月31日付けで、実施機関は、本件公開請求1に対し本件処分1を、本件公開請求2に対し本件処分2を行い、審査請求人に公文書非公開決定通知書（以下「決定通知書」という。）を送付した。
- （3）令和4年8月4日付けで、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2（以下合わせて「本件処分」という。）を不服として実施機関に対し審査請求書を提出し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）令和4年8月17日付けで、審査請求人は、本件審査請求に関する補正書（字句の追加）を提出した。
- （5）令和4年10月5日付けで、実施機関は、本件審査請求に対し弁明書により弁明を行った。
- （6）令和4年11月10日付けで、審査請求人は、弁明書に対し反論書により反論を行った。
- （7）令和4年12月8日付けで、実施機関は、当審査会に対し条例第17条第1項の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求書による主張

審査請求人は、審査請求書において次のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

- (ア) 公文書非公開決定に不服がある為、「1. に記載の処分について取り消す」との採決（原文ママ）を求める。
- (イ) 公開しない理由の説明を口頭で受けましたが理解できなかった為
- (ウ) 令和4年6月30日付「公文書非公開決定通知書に関する質問と依頼について」の質問に対し、令和4年7月21日付で回答頂いた内容が納得出来ない為

イ 審査請求の理由

- (ア) 公文書非公開決定が条例の目的・主旨に沿わないと判断した為
- (イ) 「橋本駅周辺整備推進事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある為」とした理由が理解できない為
- (ウ) 事業の適正な遂行のために情報公開が必要と考えている為
- (エ) 大規模事業評価が進んでおり市民の理解を得る為には情報公開が必須と考えている為

(2) 反論書による主張

審査請求人は、反論書において次のとおり主張している。

- ア 弁明書の「本件審査請求に対する意見（弁明の理由）」の（ア）から（ケ）の全項目について理解できません。なぜ、審査請求が拒否されるのでしょうか。
- イ 審査請求の趣旨は、なぜ、未成熟な情報、個人情報、不都合な情報をマスクしての公開が出来ないかを問うものです。
- ウ 全マスクでも結構ですし、文書のマスク作業に時間を要する様であれば「以下、何ページをマスク」でも結構ですと伝えてあります。全マスクと非公開の違いは何なのでしょう。どの様な不都合が存在するのでしょうか。
- エ 日時の公表が、なぜ、今後の打ち合わせ予定を推測できるのでしょうか。相模原市においては過去の打合せ日時から将来の打合せ日時を推測しているのでしょうか。
- オ 改めて文書番号、年月日が表示された不都合部分のマスク（以下、何ページを含む）された文書の公開を求めて審査請求を致します。

(3) 審査会における意見陳述での主な主張

- ア 条例に則って情報公開してほしい。行政に不都合な情報であっても条例、法令に反しない範囲で公開してほしい。極端な言い方をすれば、日付やタイトル以外は全部黒塗りでも構わないし、個人情報も黒塗りで構わない。
- イ 法令に遵守して決定いただければ結構ですと言っているのに、なぜ公

開できなかったのか、そのことを是非知りたい。

ウ 非公開となった文書は、「事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるとのことだが、そういった内容のものがどの程度あったのか明確にしてほしい。

エ 後々、なぜ非公開になったのか、よく分からないという状況にならないようにしてほしい。

オ 公開請求した文書は、市と少なくとも京王グループ、又は独立行政法人都市再生機構が参加している交渉、打合せ記録ということでやむを得ないが、その他の者が参加していても本来は含めてほしい。公開請求の書き方を教わっていく過程でどんどん小さくなっていった過程なので、思いとか、そういう求めているものというのは広く捉えていただきたいと思っている。請求しているものは、それはもうそうであっても仕方がない。

4 実施機関による主張の要旨

(1) 決定通知書による主張

実施機関は、本件処分の公開しない理由を、条例第7条第5号エ（令和5年4月1日付け条例改正により現在は第6号エ。以下同じ。）に該当する文書であるとして、具体的には、本件処分1については、「京王電鉄株式会社との交渉、打合せ記録を公開することは、橋本駅周辺整備推進事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。」、本件処分2については「独立行政法人都市再生機構（UR）との交渉、打合せ記録を公開することは、橋本駅周辺整備推進事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。」と説明している。

(2) 弁明書による主張

実施機関は、弁明書において次のとおり主張している。

ア 審査請求書記載事実の認否について

(ア) 審査請求の理由（ア）については、否認する。その理由は、本件処分は、条例に基づいて適切に行われているからである。

(イ) 審査請求の理由（イ）については、不知。

(ウ) 審査請求の理由（ウ）については、一般論としては認めるが、本件についてはこの限りではない。

(エ) 審査請求の理由（エ）については、不知。

イ 本件審査請求に対する意見（弁明の理由）について

(ア) 令和4年5月18日付けで審査請求人から提出された公文書公開請求書に記載された請求内容は、公開請求に係る公文書の内容として、「橋本駅周辺まちづくり及び京王線橋本駅移設に係る京王グループと

の交渉、打合せ記録一式」及び「橋本駅周辺まちづくり及び大規模事業評価に係る独立行政法人都市再生機構（ＵＲ）との交渉、打合せ記録一式」と記載されていた。

- (イ) 請求されている打合せ記録については、当該法人等と市の機関との間に公にできる意思決定が現時点で存在していないことから、未成熟な情報が記載された文書である。
- (ウ) 未成熟な情報が記載された文書を公開することについては、条例第 7 条第 4 号（令和 5 年 4 月 1 日付け条例改正により現在は第 5 号。）を準用し、「さがみはらの情報公開 条例の解釈及び運用の基準（令和 2 年 3 月版）」の 27 頁における、審議等に関する情報に係る解釈に則ると、次のように解することが相当である。
- (エ) 未成熟な情報である打合せ記録を公開することは、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- (オ) また、打合せの内容を公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれがある。
- (カ) 加えて、当該法人等においては、打合せの内容を公にすることによって、機密保持に係る信用等が害されることから、正当な利益が不当に侵害されるおそれが生じ、支障となる。
- (キ) なお、打合せ記録においては、未成熟な情報以外にも打合せの日時、場所、出席者の職及び氏名が記載されているが、これらについても、公開することによって打合せの内容及び今後の打合せ予定を推察しうる情報である。
- (ク) よって、打合せ記録については、公文書の写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるものではない。
- (ケ) これらのことから、京王電鉄株式会社及び独立行政法人都市再生機構との交渉、打合せ記録を公開することは、橋本駅周辺整備推進事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 5 号エに該当することから、本件処分は妥当である。

(3) 審査会における意見聴取での主な主張

ア 請求対象文書は、市と京王グループ、市と独立行政法人都市再生機構、この 2 者間で実施した打合せにかかる議事録であると整理し特定した。まちづくり全体に関する議論や協議をしていく場合には、2 者間以外の場合もあるが、情報公開の対象としては整理した考えに従い対象を限定した。

イ 非公開と決定した条例上の根拠、理由は、条例第 7 条第 5 号エを根拠

としており、「事業の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれ」があるためである。

ウ 非公開理由を新たに追加するものではないが、「事業の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれ」として次の要素を挙げる。

(ア) 請求対象文書は請求時点で公にできる意思決定が存在していなかったことから未成熟な情報が記載された文書であり、未成熟な情報を公開することは、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

(イ) 打合せについては、概ね担当が決まっていて同一の者が打合せに臨んでいる。そのため、打合せ日時、場所、出席者の職・氏名のいずれの情報であっても公開することによって、打合せの内容や今後の打合せ予定が推察される情報になると考えている。実際に次の外部打合せ場所が想定されると、そこに直接抗議をされてしまうというようなことを当時想定していたものと理解している。

(ウ) 公文書の名称については、公開することにより打合せの内容や打合せ予定を推察される情報になると考えている。

(エ) 市が不適切に情報を公開してしまった場合、事業関係者との協議が適正に進まなくなることや信頼関係の喪失などが懸念される。

エ 請求対象文書のすべてを非公開と決定しているが、一律に判断した訳ではなく、請求当時、担当者が文書特定したものを個々に確認した上で、判断したものである。また、個々の文書について、内容に応じて公開部分・非公開部分を合理的に分離することはできないと判断した。

5 審査会の判断

(1) 公開の求めがあった文書について

本件公開請求1により公開を求められた公文書は「橋本駅周辺まちづくり及び京王線橋本駅移設に係る京王グループとの交渉、打合せ記録一式」、本件公開請求2により公開を求められた公文書は「橋本駅周辺まちづくり及び大規模事業評価に係る独立行政法人都市再生機構（UR）との交渉、打合せ記録一式」である。

(2) 文書特定の妥当性について

公開の求めがあった文書について、実施機関が文書特定した文書を当審査会において見分したところ、本件公開請求1については実施機関と京王グループの2者間で行われた打合せを「会議等復命書」と題する様式に記録したもの、同様に本件公開請求2については実施機関と独立行政法人都市再生機構の2者間で行われた打合せを記録したものであった。

実施機関は、公開の求めがあった文書について、実施機関と京王グルー

プ、実施機関と独立行政法人都市再生機構の２者間の打合せ記録に限定しているが、審査請求人が公開を求めている文書は、はたして実施機関と京王グループ、実施機関と独立行政法人都市再生機構の２者間に限定しているものか、それ以外の第三者を含むものは公開請求の対象とならないか疑義があったことから、審査請求人に対し審査会における意見陳述の場でこの点を確認したところ「公開請求した文書は、市と少なくとも京王グループ、又は独立行政法人都市再生機構が参加している交渉、打合せ記録ということでやむを得ないが、その他の者が参加していても本来は含めてほしい。公開請求の書き方を教わっていく過程でどんどん小さくなっていった経過なので、思いとか、そういう求めているものというのは広く捉えていただきたいと思っている。」とのことであった。

他方で、審査請求人は「請求しているもの、それはもうそうであっても仕方がない。」とも発言するなど、請求した文書は２者間に限定されても仕方がないとの認識を持っている。

このように、審査請求人自身が、公開を求めた文書について公開請求の過程で２者間に対象文書を絞り込んだ認識がある以上、実施機関が本件公開請求１及び本件公開請求２により公開を求められた文書について、実施機関と京王グループ、又は実施機関と独立行政法人都市再生機構の２者間の交渉、打合せ記録と特定したことは不適切とは言えない。

(3) 決定通知書に文書特定した具体的文書件名を示していないことについて

実施機関は本件処分１及び本件処分２に係る決定通知書において、「公開しないことを決定した公文書の名称」として単に「打合せの復命について」と通知した。

条例の解釈及び運用の基準を定めた「さがみはらの情報公開 条例の解釈及び運用の基準」の条例第１１条「公開請求に対する決定」に関する説明によれば、「公開することと決定した公文書の名称」欄には、公開請求に係る公文書の件名を記入することとある。

公開の求めがあった文書について、実施機関が文書特定した文書を当審査会において見分したところ、会議等復命書の件名欄には、主に「〇〇〇に関する打合せ」（〇〇〇部分には具体的な案件名が記載されている。）と打合せ名称が記されていた。記された打合せ名称は、実施機関の所掌事務から考えれば、当然に行われているであろう業務に関する名称であった。実施機関は、公文書の名称は、公開することにより打合せの内容や今後の打合せ予定を推察し得る情報であり、将来の打合せ開催の支障にもなり得ると考え「打合せの復命について」とだけ示したと説明するが、説明は具体性を欠くものであり、打合せ名称を公開したとしても、実施機関が説明するような不都合が生じ得るとは考え難く、決定通知書への記載内容とし

て不適切である。

(4) 文書特定した文書の全てを非公開としたことについて

実施機関は、打合せ記録については、公文書の写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるものではないと主張しているが、公開の求めがあった文書について、実施機関が文書特定した文書を当審査会において見分したところ、会議等復命書の決裁欄、報告者欄及び出席者欄に市職員の職・氏名及び印影を確認した。これらの公務員の職務の遂行に関する情報は、条例第7条第1号ウの規定により、非公開情報の例外に該当する情報である。

実施機関は非公開の理由を、打合せの担当者は概ね決まっており、同一の者が打合せに臨んでいることから、出席者の職・氏名を公開することによって、打合せの内容や今後の打合せ予定が推察され得ると考えたと説明するが、説明は具体性を欠くものであり、まして、会議等復命書の決裁者や承認者等の職・氏名を非公開とすることはできない。

また、実施機関は、当審査会の意見聴取の際に、当審査会委員から公開できる部分と公開できない部分の分離の検討の実施に関する質問に対し、「請求対象文書のすべてを非公開と決定しているが、一律に判断した訳ではなく、請求当時、担当者が文書特定した文書を個々に確認した上で判断したものであり、また、個々の文書について、内容に応じて公開部分と非公開部分を合理的に分離することはできないと判断した。」と説明している。しかし、文書特定した文書の中には、公務員の職務の遂行に関する情報以外にも、公表されている刊行物の写し、秘匿性の検討すら必要のない市内部の事務連絡の写しや国の機関が地方公共団体あてに発出した通知の写しが含まれていた。これらは、条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことは明らかであることから、実施機関の上記説明には疑問を持たざるを得ない。

(5) 条例第7条第5号エの該当性について

ア 条例第7条第5号エの趣旨及び解釈

条例第7条第5号は、原則公開の例外として「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうちエは、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非公開とするものである。

ここで「事務又は事業の性質上」とは、例えば、立入検査の実施計画のように、本来公開になじまない性質を有することをいい、「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」の「適正」とは、公開のもたらす支障だ

けでなく、公開による利益も考慮して判断するという趣旨である。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

イ 実施機関の主張する「おそれ」の条例適合性

実施機関が令和4年2月に作成し、市ホームページにおいても公表されている「相模原市大規模事業評価自己評価調書」によれば、橋本駅周辺整備推進事業の目的は「リニア中央新幹線の開業を見据え、交通結節点の強化や広域交流拠点整備計画の実現に向けたまちづくり（都市基盤整備）を行うもの。」とあり、その内容は「①土地区画整理事業、②街路事業（国道16号以西含む）、③自由通路整備事業」とある。

JR橋本駅周辺はリニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）整備を中心に大規模事業が進行しており、原課はその事務所管課として事業関係者との交渉、打合せを頻回に行っていたであろうことは容易にうかがえる。

公開の求めがあった文書について、実施機関が文書特定した文書を当審査会において見分したところ、その内容は、実施機関が事業関係者との間で、交渉、打合せを重ね、互いの妥結点を模索するような、まさに交渉、打合せの記録であった。

実施機関は、本件処分を非公開と決定した理由を、不適切に情報を公開した場合、事業関係者との交渉が適正に進まなくなり、ひいては信頼関係の喪失につながることを懸念したと説明している。本件が進行中の大規模事業であることを念頭に置いた場合、未確定事項や事業関係者から入手した当該事業者の内部情報等を公開することは、実施機関が懸念する事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、このおそれの程度は法的保護に値する蓋然性があるものと認められる。

一方で、前述したように、文書特定した文書が公務員の職務の遂行に関する情報や既公表資料等を含んでいる以上、その全てについてまで、かかる蓋然性があるものとは認められない。

（6）審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

（7）結 論

本市の情報公開制度は、原則公開を前提としており、条例第7条において公文書の公開義務を規定している。公開しないことができるのは、公開請求に係る公文書に、非公開情報が記録されている場合に限定している。

実施機関は、本件処分を全部非公開と決定したものであるが、当審査会が、実施機関が文書特定した文書を見分したところ、実施機関が非公開理

由として主張する「おそれ」に凡そ該当しない情報が含まれていた。

実施機関は、文書特定した具体的な文書名を示しておらず、公開しない理由を「橋本駅周辺整備推進事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」とのみ説明し、具体的にどの文書のどの部分に、どのような「おそれ」があるかを説明・主張していない。このため、当審査会において実施機関が主張するおそれの条例適合性を網羅的に判断し、不適合箇所を指摘することは困難であることから、本件処分を取り消し、改めて決定し直すべきと判断する。

新たな決定に際しては、文書特定した文書ごとに、原処分後の状況の変化を勘案し、適切に対応するとともに、当該文書に非公開情報が記録されている場合には、非公開の箇所を具体的に特定し、その理由を条例の規定に即して明らかにしたうえで、可及的速やかに公開・非公開の決定を行うべきである。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 1 2 月 8 日	実施機関からの諮問
令和 7 年 9 月 1 9 日	審議 実施機関からの意見聴取
令和 7 年 1 1 月 6 日	審議 審査請求人からの意見陳述
令和 7 年 1 2 月 1 1 日	審議

第3部会委員 上代 庸平
釵持 麻衣
江崎 智彦